

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県周南市孝田町1番1号

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構

徳山中央病院

院長 沼 文隆

電話番号 0834-28-4411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院		
事業場の所在地	山口県周南市孝田町1番1号		
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	医療業		
②事業の規模	519床		
③従業員数	1,290人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療現場 感染性廃棄物	→ 両備トランスポート 収集・運搬	→ 共英製鋼 溶解・焼却

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B
	排 出 量	1094.4 t	20 t
	(これまでに実施した取組) 適正処理の確認		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	980 t	t
	(今後実施する予定の取組) 適正処理の確認		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

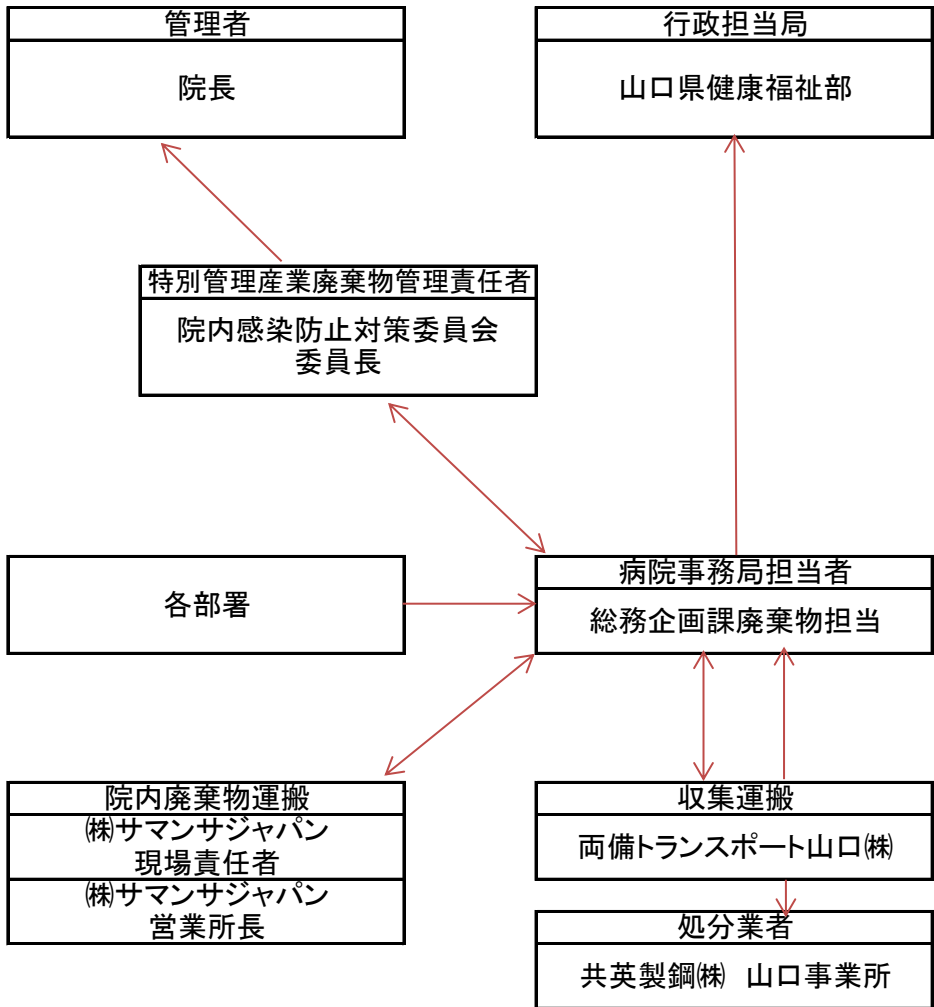
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B
	全処理委託量	1094.4 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1094.4 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 適正処理の方法 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	980 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	980 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 適正処理の方法 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1094.4 t	
	(今後実施する予定の取組等) 既に電子情報処理組織を利用しているが、今後も同様に実施する 予定である。		
※事務処理欄			

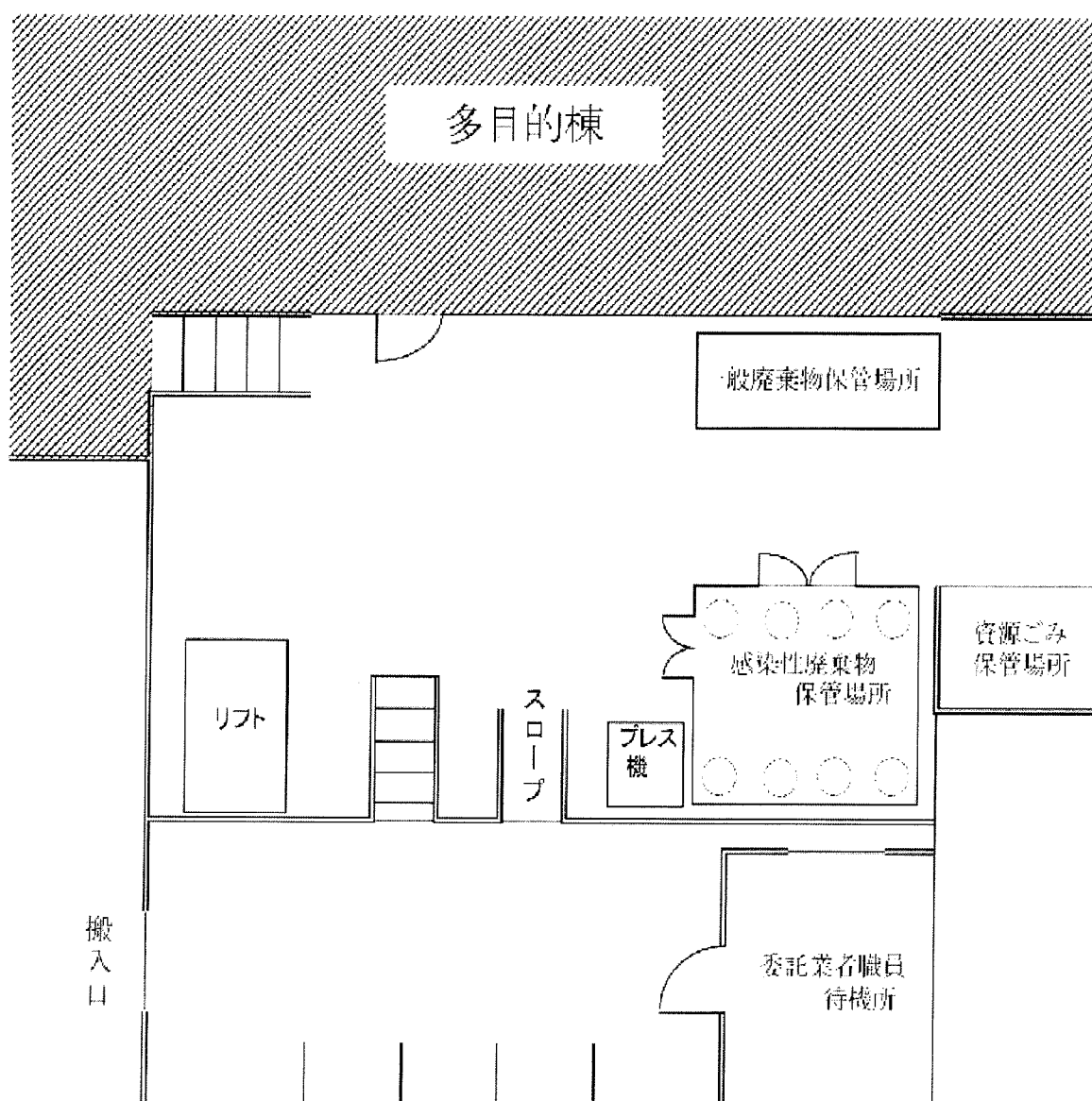
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 緊急時における連絡体制



## 廃棄物保管場所



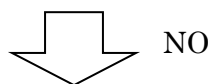
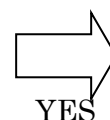


# 感染性廃棄物の判断フロー

## 【STEP 1】(形状)

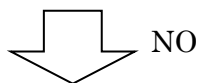
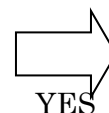
廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)  
外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ② 病理廃棄物 (臓器 (ホルマリン漬臓器含む)、組織、皮膚等)
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)、または医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等



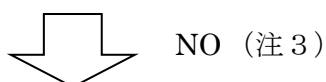
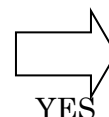
## 【STEP 2】(排出場所)

感染症病床 (注1)、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの



## 【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等 (注2)



感染性廃棄物

## 非感染性廃棄物

(注1) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注2) 医療器材 (注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療機器 (ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料 (ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本 (検体標本) 等

(注3) オートクレーブ等で滅菌処理されたものについては、非感染性廃棄物とする。

## 2. 廃棄物の具体的な処理

### (1) 分別方法

感染性廃棄物は、排出時点で次のとおり分別する。

- ① 血液（血液製剤組織等）
- ② 固形状物（血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等）
- ③ 鋭利なもの（注射針、メス等）

※鋭利器材は血液が付着していないものも感染性として分別する

### (2) 施設内における医療廃棄物の容器の設置場所

清潔区域より1 m以上離して、設置する。

感染性廃棄物については1.5 m以上の間隔とする。

※清潔区域とは、清潔物品の置かれている場所、ミキシングを行う台等をさす。感染性廃棄物は、職員以外は立ち入らない場所に設置する。

### (3) 施設内の収集・運搬方法

飛散・流出するおそれのない専用の容器を使用し、廃棄物一時保管庫に搬入する。

### (4) 梱包容器

各部署においては、分別した廃棄物を指定された容器に梱包する。

- ① 専用50 Lダンボール容器
- ② 専用70 Lポリ容器
- ③ 専用50 Lポリ容器
- ④ 専用18 Lスチール缶
- ⑤ 携行用針廃棄容器（2 L、4 L、7 Lほか）

### (5) 梱包方法

- ・ダンボール容器を梱包するときには、中のビニール袋の口をしっかりと結び、ダンボールをテープで留める。
- ・専用ポリ容器は、蓋の四隅をカチッと音がするまでしっかりと押さえて密閉する。
- ・携行用針廃棄容器は、上蓋をカチッと音がするまでしっかりと押さえて密閉する。
- ・感染性廃棄物は容器の80%以上の収納は行わない。

※緊急処置に使用した物品について、やむを得ず分別が困難な場合は、感染性の容器（缶、ポリ容器）へまとめて廃棄する。

### (6) 保管方法

梱包容器に感染性廃棄物（バイオハザードマーク）の表示をし、他の廃棄物と区分する。保管場所には、取扱いの注意事項を記載する。

	液状・泥状	鋭利な物	固形状
感染性産業廃棄物			

バイオハザードマーク

赤色：液状又は泥状のもの（血液等）

黄色：鋭利なもの（注射針等）

橙色：固形状のもの

（血液等が付着したガーゼ等）

(7)収集、運搬業者及び処分業者

委託契約を締結し、許可証（写）を保管する。

(8)緊急時の関係者への連絡体制

緊急時には、別紙の連絡網に基づき、対応する。

(9)委託契約

感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結する。また、感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。

(10) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等

感染性廃棄物を引き渡す際には、定められた様式による産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたか否かを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認するとともに、1年に1回以上処理業者の処理施設を確認する。

(11) 処理計画の周知

感染性廃棄物の取扱要領については、管理規定および処理計画に基づき、別添のポスター（ゴミの分別方法）を梱包容器の近く等へ掲示し、適正な分別処理が行われるように推進する。

〈参考〉

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」  
平成30年3月 環境省 環境再生・資源循環局

2008/6	改訂
2011/10	改訂
2014/12	改訂
2018/ 4	改訂
2019/ 6	改訂

## 医療用廃棄物 院内回収場所

部署名	回収場所		
	ハザード缶 (18L) 針廃棄容器	ダンボール (50L)	ポリ容器 (50L、70L)
本館 4 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
西館 4 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
東館 4 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
南館 4 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
本館 5 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
NICU	スタッフセンター内	スタッフセンター内	スタッフセンター内
東館 5 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
南館 5 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
本館 6 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
西館 6 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
東館 6 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
西館 7 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
東館 7 階	スタッフセンター内	スタッフセンター内、汚物処理室、洗浄室	スタッフセンター内
手術室	南側出入口	南側出入口	南側出入口
中央材料室	入口前	入口前	入口前
I C U	室内	室内	室内
内科外来	室内	室内	室内
外科外来	室内	室内	室内
整形外科外来	室内	室内	室内
脳外科外来	室内	室内	室内
泌尿器科外来	室内	室内	室内
産婦人科外来	室内	室内	室内
放射線科外来	室内	室内	室内
小児科外来	室内	室内	室内
耳鼻科外来	室内	室内	室内
歯科口腔外科外来	室内	室内	室内
皮膚科外来	室内	室内	室内

## 医療用廃棄物 院内回収場所

部署名	回収場所		
	ハザード缶 (18L) 針廃棄容器	ダンボール (50L)	ポリ容器 (50L、70L)
眼科外来	室内	室内	室内
ペインクリニック科外来	室内	室内	室内
外来化学療法室	室内	室内	室内
内視鏡室	室内	室内	室内
心カテ室	室内	室内	室内
人工透析室	器材庫入口	器材庫入口	器材庫入口
健診センター	室内	室内	室内
薬剤部	室内	室内	室内
放射線部	室内	室内	室内
リニアック	室内	室内	室内
検査部	室内	室内	室内
中央採血所	室内	室内	室内
理学療法室		室内	
救命救急センター	室内	室内 汚物処理室、洗浄室	室内
救急外来	室内	室内	室内

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名称	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	病院
------------	------------------------	----------	-----	-------	----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物	1,094	980									1,094	980			1,094	980				
	PCB	20										20									
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
有害産業廃棄物																					
計 (B)	1,114	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,114	980	0	0	1,094	980	0	0	0	0